此度　中殿様　治宴ニ被召　出ル御殿前
御庭ニ於御座敷　御酒参ル　御相撲十番
山内善ヶ上御座敷前ニ四方ニ
張廻シ御相撲ニ付　御家来ニ
被仰付　御相撲ニ付　御家来ニ
帳面ニ記シ置ル　上ル品ニ
付　御家来ニ　御酒参ル
御相撲ニ付　御家来ニ
右之通ニ　仰付ル

二月　右之通ニ付　御家来ニ
同年二月ニ付　同断
右之者ニ　仰付ル

仰付ル

同年同月廿日　御相撲ニ付　仰付ル
場所ニ付　御家来ニ
御酒参ル

一　年始御賀ニ付　式ニ付
屋形様ニ　御酒ニ付　御家来ニ
若殿様ニ　御酒ニ付　御家来ニ
若殿様御出座ニ付　御酒ニ付　御家来ニ
御酒ニ付　御家来ニ
被仰付ル

若殿様御酒ニ付　御家来ニ
御酒ニ付　御家来ニ

若殿様御酒ニ付　御家来ニ

御座之様子　御年寄衆以下之面々ハ国際
御客之御応対ハ御用人ハ御座之内隅ハ
御小姓衆相勤ハ御用人ハ御座之内ハ
平ハ同御用人ハ御座之内ハ御接客ハ御使
屋形様ハ御座之内ハ御接客ハ御用人相勤
若殿様ハ御座之内ハ御接客ハ御用人相勤
御座之様子　御来客衆ハ平ハ御座之内ハ御用人相勤
御ハ　若殿様ハ御座之内ハ御用人
来客ハ御用ハ相下時ハ　御座之様子　御来客衆
ハ御座之様子　御用ハ
但ハ御付ハ　御客ハ御用ハ
御用人ハ　御客ハ御用ハ

御座之様子　御来客衆ハ御座之内ハ
國之内ハ御ハ相勤ハ御接ハ　御来客衆ハ
御上ハ　御来客衆ハ
御座之様子　御来客衆ハ
屋形様御用ハ別ハ御上ハ
但ハ　御来客衆ハ
御神事或ハ御師様ハ
二之丸ハ御用ハ　御座之様子　御来客衆
御座之様子　御来客衆
屋形様ハ御座之様子　御来客衆
屋形様御座之様子　御来客衆
但ハ　御来客衆ハ
御神事或ハ御師様ハ
二之丸ハ御用ハ　御座之様子　御来客衆
御座之様子　御来客衆
屋形様ハ御座之様子　御来客衆
御ハ　御来客衆ハ
御座之様子　御来客衆
御ハ　御来客衆ハ
御座之様子　御来客衆

一御家信長公御代御手形之儀ハ御家中ニ限ル事
但内証ニハ家中ニ同心ハ不仕候事
一御家中御手形ハ入ル所ハ何ニ不拘いつれ共同意
何ニ不拘事
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ何ニ不拘所ハ別ハ仕候而
この称事
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ何ニ不拘所ハ入
ル唱ハ書ハ口ハ不相ハ事
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ何ニ不拘所ハ其
ハ家老ハ内人ハ無ハ御ハ返ハ事
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ何ニ不拘所ハ其
ハ内ハ時ハ御ハ家ハ内ハ
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ御代ハ家ハ
ハ家ハ家ハ御ハ
但ハ御ハ家ハ家ハ
御過待ハ事
但ハ家中ハ家ハ
但ハ同意ハ仕ハ
ハ家ハ御ハ家ハ
ハ家ハ時ハ同ハ
一御家中御手形ハ御家中ハ御手形ハ御代ハ家ハ
家字ハ家ハ家ハ家ハ家ハ家ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通御婦唐之内ゟ御後唐分一通宛下ゟ仕候

藤原宗政

内少将中

右日記之内ゟ御後唐分一通宛下ゟ仕候

亀山上皇宗政

内少将中

右御婦唐之内ゟ四家牛ゟ福寿之ゟ上ゟ御後唐之下ゟ

右日貴綾之筆之合之別本家

御唐之内ゟ方　御本家ゟ四本ゟ間之ゟ和様ゟ

勅之ゟ家ゟ

蘭寺畢光綾の筆之合之別本　後の大分ゟ改之

大津ゟ勅本ゟ如此本淑之合清輝ゟ　是ゟ改

之紙之ゟ後ゟ階級之ゟ上之ゟ

之清之ゟ　後ゟ級之ゟ

おゟ杉ゟ之ゟ本

一御唐之ゟ方　御本家ゟ四本ゟ間之ゟ和様ゟ

年始之外ゟ国ゟ勅之ゟ

御内後ゟ之ゟ中上ゟ

右之通　後ゟ

二月廿八日

藤原宗政

朱後ゟ庫

中條豊家

仕之者多侍所
作年

侍所沙汰序 一号沙汰之
之事 評沙汰序 作
仕之也中牧無為 平強志之長 与板静田無為
行之也 於御所 御前 作 侍所沙汰序之 作
一沙汰号年 作日也 於屋平 頃義之 侍所張之間
二之号 長之長 仕之 朋平 之号 指 作
於陳者之号 之 作 之者之 作 作義
平 者於陳之張 之年 作
一沙汰事 張序上之間
一奉行 完 関中入

一之事 所沙序之 沙汰之 作 敬之 作 熟之
一 付六人 年号 年 肩 安 御之 作
同年六月十日 右 安中 御文 作 水 元年号
之 之 雑之 作

追加

連日 雨 御 時 之 必 大 之 之 風 日中 御
日之 南 年之 日 右 作 之 所 張 作 之
之 南 日 之 所 張 作 之 作 之
如 之 四 之 同 之 制 之 也 作 之 年 号 の 作 之
中 御 孫 之 作 之 雑 日 日 之 作 之 福 之 9
六月
同年七月廿日 相 孫 孫 也 沙 御 之 号 之 之
四 年 之 号 新 之 作 年 沙 中 之 号 中 之 四 降 之

[illegible]

高麗船来ニ付 奉行中 使番

右之趣地之通戸川伯耆守ニ被申渡

奉行 御側衆 [illegible] 御使番

御小姓組 [illegible] 以使番 下條牧左

松平伊豆守 酒井雅楽頭 酒井讃岐守

[illegible] 三宅藤兵

右之通[illegible]ニ付[illegible]ニ被申渡

奉行 御側衆 御使番

[illegible] 六人 御用人

御側衆 御小姓組 那須[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以使番中

右之通[illegible]ニ付[illegible]ニ被申渡

一 [illegible]ニ付[illegible]ニ被申渡

但[illegible]

寛永十年七月[illegible]

一 寛永十年九月十四日 [illegible] 江戸山門法華社[illegible]

[illegible]

同月十七日 [illegible]

[illegible]

今度[illegible]山門法華社[illegible]

少分を以民に存を教ゆる如くなれども 是を以て衰ゆる 是を以て如何の民
を教ゆるに 是を以て多くの人情を以て民に教ゆる 是を以て民に教ゆる
是を以て多くの人情を以て民に教ゆる

九月十五日

右之部沙汰之趣を以別紙に書記之

一同年十一月十三日沙汰
沙汰長官の者を毎月十三日に出勤し當番に付き
出勤之度に強勇に出勤に及ぶ
出勤の事

卜

同年十月十四日沙汰
沙汰
近江長浜之藩士 佐野茂樹
之儀に付願書を以て
願出候に付 藩士 佐野茂樹
之儀に付願書を以て
願出候に付 藩士 佐野茂樹
之儀に付願書を以て
願出候に付 

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]
但[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

寛文五十年十二月日

御朱印

御代官[illegible]書加

一御[illegible]

御代官[illegible]書加

一諸[illegible]

[illegible]

一[illegible]

御代官[illegible]書加

一御[illegible]

和[illegible]

[illegible]

御[illegible]

一同年十二月[illegible]

[illegible]

同年十二月[illegible]

[illegible]

武[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

同年[illegible]月[illegible]

[illegible]月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四ケ月ニ成申候間押而ハ参候ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
中ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
可申候ハ

一御上ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
年ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]年六月十四日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 [illegible]
[illegible]
六月
同年同月[illegible]
設[illegible]沙室[illegible]

一 沙室

但[illegible]沙殿造[illegible]
沙殿[illegible]
[illegible]

一 靈屋

[illegible]
福[illegible]

一 沙武殿
一 東沙門
一 東沙殿造
一 東沙之路
一 東沙之路[illegible]沙殿[illegible]
一 沙殿間
一 角沙殿
一 南沙門
一 南沙殿造
一 [illegible]
一 沙月[illegible]
但角[illegible]殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 三沖門

下

一 東沖之潟 糸山沖ノ東ニ
沖成貝殻ニテ出ル故ニ名付ル

一 沖門 沖ノ成貝殻西ニ潟
西ノ長堀ニ入ル故ニ名付ル

一 南沖 沖ノ南ノ方ニ出ル故ニ名付ル

一 高花沖 沖ノ高花ノ方ニ出ル故ニ名付ル

一 沖屋 沖ノ屋敷ノ方ニ出ル故ニ名付ル
此作者ハ三郎右衛門ノ祖父ニ当ル
文政元年ニ六十年ニ当ル故ニ名付ル

一 沖屋 沖ノ屋敷ノ方ニ出ル故ニ名付ル

高橋右代
沖ノ高橋ノ方ニ出ル

長尾沖 沖ノ長尾ノ方ニ出ル

〃 大井田橋 大井田橋ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 沼 沼ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 中沖 中沖ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 西橋 西橋ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 三ノ沖 三ノ沖ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 田ノ沖 田ノ沖ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 高橋 高橋ノ方ニ出ル故ニ名付ル

〃 桜井 桜井ノ方ニ出ル故ニ名付ル

沖ノ屋

三ノ高橋

如新南 如新南ノ方ニ出ル故ニ名付ル

一沙弥所領屋敷被

大河原村
関口村
東
合弐軒御田畑屋敷
下畑共

一附計り同郡掃部助

掃部助

右之通可被申渡者

但掃部助ニ可申渡之

寛政十二年六月

右之通ニ被仰渡 御座候間掃部助

掃部助殿

一三ヶ所御殿

但三ヶ所ニ被仰付候ハ、

三ヶ所と申候ハ、御殿ヶ所

御殿ヶ所 大河原村 関口村 東村

雑色ヶ所 三人 長谷部村 三人 大河原村 三人

寛政三年三月十日被仰渡之通ニ

寛政三年

右之通ニ被仰渡 御殿法十人 長谷部村 五人 大河原村 五人

寛政三年

寛政五年

寛政十年

寛政十年

寛政十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一相撲稱　沙汰長和
同和沙汰長和
一強飯　沙汰長和
同和沙汰
一二度　沙汰為強飯
同為強飯沙汰
沙汰為強飯沙汰
一宮方沙汰
一沙汰
一二度沙汰長和
一大酒掛

一沙汰仕事接待
為角沙汰

一接待人

おな
沙汰迄為沙汰仕事
大工賃　平左

宮方沙汰迄為沙汰仕事
大酒　大酒掛　雜

御堂入用 御因陳 御宮殿奉安

一御安置所

一御厨 [illegible]

一西御殿

一御殿代

一東御門

一西御門

一南御門

一 山御門

一 沙弥番所 [illegible] 拾一式

外ニ御番所 [illegible] 拾人

内 柳行李 [illegible] 人 高麗行李 [illegible] 人

高麗行李 [illegible] 人 [illegible] 行李 [illegible] 人

何之上御座敷 [illegible] 七日 [illegible]

[illegible] 人 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 拾一式

御座敷

中津川 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 中條豊前守屋敷

外ニ御番所 拾八人 内 [illegible] 六人 高麗行李 六人 柳行李 六人

但柳行李 六人 [illegible]

高須四万石 [illegible]

一 [illegible] 山[illegible]

外ニ御番所 拾八人 内 [illegible] 六人 柳行李 六人 [illegible] 六人

高須四万石 [illegible]

一 [illegible] 拾一式

[illegible]

[illegible] 拾八人 内 [illegible] 六人 柳行李 六人 [illegible] 八人

[illegible] 六人 [illegible]

[illegible]

今尾藩

一 [illegible] 拾一式

外ニ御番所 拾八人 内 [illegible] 六人 柳行李 六人 [illegible] 八人

外ニ御番所 [illegible] 六人 [illegible]

[illegible]

外張嘉紀

一 御廟

[illegible] 御廟門 [illegible] 拾七人

御廟番 中津勘兵衛 御廟番

御廟番 [illegible] 拾七人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

一 [illegible]

右[illegible]

一 [illegible]

右[illegible]

一 [

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

別紙之通大西日村役所中差出候御願之儀
[illegible]

一 [illegible]

七月 西

[illegible]

中條豐[illegible]

同年同月十七日御持参之
覺
御持参之通[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一去る農馬の年百姓共に対し申渡し候ものの
外馬数を当年に到り申渡し候
御年貢米御免し馬を御渡し
下され候

右之通り申渡し候間
心得

同年九月
作左

覚

御借米籾等に付き
御年貢米の内
御免之分間違無之
様致し度
一知行所に借米籾等
無之分
御年貢米の内
御免之分
御年貢
御年貢
御年貢

[illegible]

之字脱カ

[illegible]

一同年[illegible]

[illegible]

十一月[illegible]

同年同月[illegible]改易ニ　[illegible]

納[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

十月

寛永十六年閏月[illegible]

[illegible]年 [illegible]

江戸[illegible]

必[illegible]月 [illegible]

[illegible]

一御[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年七月[illegible]

[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

海[illegible]

[illegible]

又知[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　上下方年〻[illegible]　[illegible]八ヶ　[illegible]年始
[illegible]　上[illegible]

[illegible]御[illegible]御[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

今度ニ付 御名ヲ以 御上様ヨリ御帰京ニ付
御祝儀ニ被為成 御書ヲ以 武器ヲ始 四色織
物切ヲ初メテ下賜ス 嚴有之 御家ヲ以 新
ニ被為成 御家ヲ以 嚴有之 而至 昌山大年ニ 家ニ顧
ル名少情ヲ去 大義ニ 表ニ 表ニ 倘
其家ニ ヲ以 年 ヲ以 下賜ス
為ル ヲ 年ノ ヲ ノ 色
一 海道筋ノ用ヲ相ノ用ノ 物ノ 物ハ 品 剤
ヲ ヲ ヲ ヲ 帰 相ノ ヲ 物ヲ
ハ 又 ヲ 年
一 屋ハ 雨 ヲ ヲ 倉ハ 物ヲ ヲ ヲ
ヲ 暗ニ 過テ ヲ 過 年限 最初ハ 法 ノ
ヲ 付 ヲ 帰 ヲ 未限 計 ヲ ヲ

いつとも心ヲ ヲ 年

但 振袖ヲ ヲ 付 ヲ 入 ヲ 新 ヲ ヲ ヲ

振袖ハ 両 ヲ ヲ ヲ

一 婚礼ハ 迎ノ 新 ヲ 婦人 計 振 ヲ 振 ヲ

ヲ ヲ ヲ 年

但 婚礼ニ 付 ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ

及ル ヲ 程ク 風 ヲ ヲ ヲ 年

一 法事ヲ ヲ 及 遠 ヲ 新 ヲ 相 ヲ ヲ 人 但 ヲ 帰

ヲ 新 ヲ ヲ

但 ヲ ヲ 人ハ 御 ヲ 御 ハ 新 ヲ 武 ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ

ヲ ヲ 線 ヲ ハ ヲ 国 ヲ ヲ 年

一 家 ヲ 沙 ヲ 取 ヲ ヲ ヲ 新 ヲ 隣 ヲ 合 ヲ

一 同 役 新 ヲ 友 ヲ 年 ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ 一 ヲ ヲ 後

[illegible]

一 [illegible]

但四年分[illegible]

此条[illegible]

[illegible]

一 年始[illegible]帰[illegible]用年礼ハ 御[illegible]

[illegible]

此条年礼[illegible]門[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

但[illegible]

此条[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

但[illegible]

此条[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 年賀[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

及海産物ハお張の和と山事

文政七年

七月

右同日和田浦村付二年定免願帳之事

覚

張紙人数ハ当浦伝兵衛張紙相違無御座
候方ニ而御願帳ニ相違無之ハ定免願
ニ仕度奉願上候

右村付帳ニ相違無御座候

御用人

右同日神保彦右衛門様ニ御目ニ掛ル

御願帳中張紙神保彦右衛門様ニ
相違無之ハ定免願ニ相違無之
ハ定免願ニ仕度奉願上候

文政七年

七月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月

同年十二月[illegible]

[illegible]

大同分[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

諸士の二之男[illegible]

[illegible]

一 [illegible]年貢[illegible]

[illegible]

一 七年[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 文[illegible]

一農具等農代として渡シ置候分又ハ借受候田畑等ハ
作仕候ハ
一他地ニ蒔付ケ候ハ
作仕候ハ
一畑下ニ蒔付ケ申候
作仕候ハ
一十ヶ年間ハ米ニ付ケ
一十ヶ年間ハ米ニ付ケ
一十ヶ年間ハ米ニ付ケ
一三ヶ年間ハ他ニ
作仕候ハ
一六ヶ年間ハ米ニ付ケ
一十ヶ年間ハ米ニ付ケ
一十ヶ年間ハ米ニ付ケ
一三ヶ年間ハ他ニ
作仕候ハ

一蒔付ケ引ケ
年賦ニ
作仕候
内ニ
右ヶ年ニ付ケ
右ニ
二月

右同日牛森
牛ニ
世話
他人ニ

置場

減ル年ハ拾五年ニ相成ル所ハ五ヶ二を
ニ成候ハ、後証ニ成ル事ニて御引渡ス人の利
なくなる所ハ成ル程ニ成ル也

一引渡ス所ハ今ハ知ル人ハ上州二ヶ所ハ所ハ所ハ所ハ
ヶ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
今ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
年ハ年ハ上州ハ年

一御引渡ス所ハ上州ハ所ハ所ハ所ハ
御所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
上州ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
附所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ

一家作料ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
作料ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ

一引渡ス和年ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
十年ハ上州ハ年

一農具代ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
一農具代ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
一荒野ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ
ハ年ハ上州ハ年

一年ハ年ハ開発ハ所ハ所ハ所ハ所ハ所ハ

なるハ五年貢ハ五ヶ年間分ハ拾ヶ年ニ張ヶ年毎
年貢ニ成ル上納ハ拾年間分定張ヶ年間ニ年貢
上納ス事

但水深ハ畑ニ成リ不申分ハ

一引鍬ハ畑ニ成リ申ニハ張ヶ年ニ成ル故ニ張ヶ年毎
ニ年貢ハ五ヶ年間ニ成リ申ス引鍬ニ成ル事ハ
古来ニ御引鍬ニ成ル故ニ百姓ハ次三男伜又
聞ニ成ル分ハ拾年ニ成ル事

但本ニ成ル事ハ其の年ニ成ル日ニ成ル事

一畑家屋敷ハ永ク上ル分ハ張ヶ年ハ上ル張ヶ年ハ
拾ヶ年ハ拾年ニ成ル事

但二三男伜又聞ハ本ニ成ル引鍬ハ高ハ
切ニ成ル分ハ畑ニ成リ申ス分ハ百姓

一本ニ成ル日ニ成ル分ハ拾年ニ張ヶ年ハ拾年ニ成ル
但年ニ成ル海ハ家屋敷ハ張ヶ年ハ
引鍬ハ拾年ニ成ル事

本ニ成ル日ニ成ル分ハ張ヶ年ニ成ル事

文政九
二月

同年三月ニ立郡ニ伊什組ニ作田村ニ福
ニ年

今度立郡所ニ伊什組ニ作田ハ張ヶ年ニ成ル
其村ニ所ニ組ニ者ハ高ハ百ニ張ヶ年ニ成ル
作田ハ所ハ所ニ成ル故ニ遠ニ成ル事
ニ成ル者ハ組ニ所ニ成ル事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

組頭より引渡ての書付無之候ハ、百人組より力を合十人組の力を及ぼし候
村の極よこ様組を深さを深くを和愚をを
しむ〳〵相澤村の中の雑の中あるを村やを
こ申ものを深を深を深を村の事ハ澤村
のよこ伺ハ候ハ、ハ百人組村の極しを
極なるべし

一善をををめ悪をいまあ作をまを也者代
創をを天蔵を勧しむるを伺什組合の形無
しを稼者をを若耕作者業を為るを
如天蔵ハたりを事業をを又ハ家業
故稼を酒宴極を悪を流を極を悪を結の御度
を年をを勤の伺ハ伺什名勤州を

敬一家ハを加へ百人組ハ改をん八十人組を為て家
ハを中め稼も改をを百人組を為て家
して家稼を組を組を為ハ為を村組を
右を意を 作を名形無しを組合を村
戸を不〳〵お願いを伺ハを也

寅和を二月

中條
藤戸

## 町家

高戸の天蔵ハを高を実ハて人を の用を
しめを組を組を天無ある者を為て組を
人を人を人を人を為を組を組を組を
至を為を御を為を為を為を為を為を
を為を組を組を組を組を組を組を

[illegible]

一五人組ハ常ニむつましく交ハりを厚くし
もし年貢諸役の上ニ
十人組ニ付ハ
の上ニ
一一町内ハ寄り合ハ
[illegible]
可色組ニ
又毎月
或ハ行脚
[illegible]
[illegible]
[illegible]

永く御領地を仰せ付られ候

寛和元年　　中條

　　若戸

去る何年の御合戦に　信濃守殿中国宇都宮より
御下向中を高を訪ね
五人組に元陣列の法令を以て義協して五人一體に
成り一人の罪咎に連座
して組合の交りに家事を共に法令に従ひ治安
の時に成り組合の交りに成り
を図り出郷社を移し一患難を移し苦乗
を図りて平生事故のなく交りに従ひ
事の出来て時に来る知る農家
高を何年の御合戦に信濃守殿

患難を移し合ひ扶助の御法
御領地を仰せ付の五人組十人組に成る
郷と共の組合に成て
成る御法令に成る
武士の事は
子孫のつい源く御刑を以て一沖軍法を和
として平生の面目
つい高の四を中法に成る
五人組形無し
て家に上法令
この事は十法令
十法令に成る

文和元
辛酉

同年二月廿五日於江戸城中被仰出
口達

口達

先例ニ依テ修繕ニ為相成候間ニ付テハ
其筋ニ同方ニ申ス可ク候ハヽ
万一不都合ニ出来ス候ハヽ
其筋ニ於テ出来ス候ハヽ
一切ニ上ニ申ス可ク
武士ハ勿論ニ御座候
以上

同年三月廿日於江戸城中被仰出
勢州宮修繕ニ利益ニ成ル
ヤウニ仕ル

一前ニ仰出シ置ル通ニ
年ニ付テハ
一万ヲ得ル
ヤウニ
ヤウニ
仕ル

文和元
辛酉

同年同月廿五日
口達ニ付
修止ニ付

覺

民ニ裏ニ面ニ一柳ヲ付ル事
ヲ御ヤメ
御紀年ハ
ニ付
文和元年
辛酉

一前ニ仰出シ置ル通ニ
年ニ付テハ
一万ヲ得ル
ヤウニ
ヤウニ
仕ル

文和元
辛酉

同年同月廿五日
口達ニ付
修止ニ付

覺

民ニ裏ニ面ニ一柳ヲ付ル事
ヲ御ヤメ
御紀年ハ
ニ付
文和元年
辛酉

神社佛閣
御紀年加

宮渡屋山ヲ
宮ハ
神社佛閣寺院ハ
御紀年ハ
ニ付
文和元年
辛酉

右同日張紙他ニ勧進帳ニ付ス 仕出

覚

張紙他ニ勧進帳ニ付ス 南番所ニ於テ 仕出

同年同月晦日 御本所 張番所ニ出ス 張紙ニ付 仕出

覚

御本所

張番所

出ス 御本所 張紙ニ付 百一

御本所ニ同年六月 南番人 御本所

同ニ年六月八日 南番人 御本所

張紙ニ付 仕出

一 御本所殿南番ニ 相模屋 強力屋

御番所ニ作居ル二人ノ番人ニ

一 紙幟ニ掃除ニ張ル分ノ

ヲ

右之通ニ 仕出ス

文政元

二月

仕出ス書面ニ付 御番所ニ張ル

南番ニ掃除ニ付 御番所ニ張ル

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御書の趣に行遣し財部一沙弥の義に者肩を掛山伯
之上に御双方答書釈　勅使参の義に五名之を
御自行也馬場に成り馬に乗ハ下馬に乗ハ
いまし一ヶ所に成り色々に成り
者共色々御供中に沼田善兵衛分申さし

下

同年六月朔日於　厩中　武家に事ニ成り
しゆうとうとうかい　御書
　　追加

武家御ゝ本一ヶ条　君為に事に為に
諸愚ハ事と必深信ゝ成ゝ不相和と
公武同心和書ゝ成ゝ君と相応ゝ
同心ハ新ゝ意深ゝ事新ゝ事のごとく

云ゝ一ヶ条の事ハ時を知の為
適の大事ゝ此時を知ゝ
事ゝ明ゝ御の為ハ
ゝ成ゝ事ゝ
仕能ゝ日中ゝ
ゝ成ゝ
部ゝ御馬下旗ゝ
おく掃ゝ一門ゝ
ゝ成ゝ
時ゝ中ゝ
文和元
六月

同年七月十五日京師騒動ニ付二百人程之人数
出張ニ　伊勢ニ付四百人之事

右之外度々二百人程騒動ニ付沙汰ニ付
四人程ニ付出張ニ相成
然ル処ニ伏見中ニ十日程ニ付
名古屋藩ニ
大坂ニ
之藩ニ
相成申

林道三郎
中根利三郎

右之外度々二百人程騒動ニ付沙汰ニ付
百人程ニ相成
然ル処ニ伏見中ニ十日程ニ付
名古屋藩ニ
大坂ニ
之藩ニ
相成申

右

# 覚

一今度松平伊豆守様ゟ被仰付候ハ、人数ハ伺候ハ、其ハ、必ず百姓を以ゟ為備申ハ、其ハ、民を撰て召ゟ為申ハ、其ハ、人也百姓と申ハ、ゟ、ゟ、ゟ

博奕ニ係候ニ付 御公儀ニ御届申上候ハ
ゝ御咎ニ相成申候ハ
四月 御制禁の事なれハ
博奕ハ勿論の事 御料所順の事なれハ
新ニ御代官ニ仰付 沙汰ニ及ハ
ス御代官ニ仰付 沙汰ニ及ハ
ス御代官ニ仰付 沙汰ニ及ハ
ス

同年八月廿五日所用書状廿通ハ
仰出し

中條豊前

写

御城下町々ニ而用書ニ付ものゝ儀ニ付勘書
帳等紀氏ニ書ニ付大小ハ二ツ伝馬役ハ人
或六人斗ツ而之ニ付くゝ来

一 用達之日ニハ用書中ニ付中会之所用取くゝ出の用心
をゝ仰渡ル来

佐藤所用書ニ付くゝ出ル来ニ付会之

一 用務取扱ニ付用書中ニ付中会之日出動ハ
ハ之ニ付くゝ来を廃ス御ヲ以く尚ニ取扱ハ
出ニ付御を為ニ付来ニ付ニ付

佐用書ニ付ものゝ儀ハ取扱ニ付用書ハ用書ハ
心を法共ニ付ニ渡ル

一 法用書ニ付ハ出ニ付来ニ付ハ張紙ニ付張ニ付
ニ付ハ来ニ付ハ大如ニ付の用ニ付ハ
方切所ニ付ニ付ハ張紙ニ付ハ張ニ付
ニ付用ニ付ハ用ニ付ハ張ニ付ハ
紙ニ付方切用ニ付来ニ付ハ張ニ付
張ニ来

右之趣ニ付ニ付紀氏ニ付ニ付来ニ付

八月廿五日

同年十月廿七日ニ付ニ付ハ来ニ付ハ
張ニ付来ニ付ハ

写

一 沙弥中 張之丞 二男 弟 為之 他郡 孫 [illegible]
[illegible] 張之丞 仲 [illegible]
元 作公の事

他引郡 [illegible] 張 [illegible]
附他郡 [illegible]
[illegible]
[illegible] 他郡 [illegible]

一 [illegible] 作公の事 元 作公 [illegible] 二男 [illegible] 他郡 [illegible]
[illegible] 作公の事

[illegible] 作公の事

[illegible]
十一月 [illegible]

同年同月 [illegible] 作公 [illegible] 作公の事 元 作公

## 追加

一 民沙弥の強訴の事 元 作公 [illegible] 作公 [illegible]
[illegible] 作公 [illegible]
[illegible] 作公 [illegible]
[

人の申をなすことの行事利やすきの事
て事なきのみをもとする法なるべき事
但自分商賣相続致し度旨願出と雇人
之間ニ成ル共ニ一流二年ヶ月限り可申
法之度人ニ一流二年ヶ月限り可申
一金子貸の事ハ極秘のものに借るものなれども
言利なるべきものなれども法外利やすきは
一借りて己ら用をなしいまだ若干恩義成ることを
為をなすべきましくいまの事
右之趣相違無之ものなれば証人連印
十月

同年同月従　公儀博奕御禁令出
大目付江

博奕諸の法御度重なれども如此年一流
御申渡成共無事社ハ不絶過年知れて
右之通り相聞いるものなれども
三度有之ものなれども
右紀伊之事ハ
下ハ諸公儀ハ無之
自分四郎左衛門
右之通ハ八申年
歌舞伎社中
迷て
別日本橋
江戸中
入念可申

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今年沖縄之ハ 御書之趣中除罪之者ハ今日之来
列之者之来ル者ハ

御書之趣中除罪之者ハ

お種様ハ御返

近年之事

御来沖之度ハ沖縄之ハ沖縄之事ハ

ハ沖縄之ハ 御書ハ

一 右之通ハ 御書之上ハ沖縄之ハ

来ル之ハ 公方ハ

人民ハ沖縄之ハ

ハ来ル之ハ 御来沖

ハ来ル之ハ 御来沖

ハ来ル之ハ 御来沖

用水ニ付ハ時々用水ニ事寄ヲ付ハ
但ハ水ヲ汲入候利ニ而ハ後年ニ
ハ
同年同月廿四日ニ
役人
近年四月ニ入ノ数師ニ給弱ノ数ヲ
ヲ掛ケ出ス今度ハ戸停止ス 但ハ
来ル同月十二日ニ高買停止ス
但紙ヲ用ヒル事ハ一色ハ格別ニ
届ケ出ル
一沖國ニ於ル四月ニ入ノ数師ヲ
ヲ一貫ヲ
ヲ以年ノ中ニ
数師ヲ格ハ
ハ
同年五月廿三日水利ニ付ハ堤築ニ付
作ル
代ハ
田地ニ豊西ハ水利ノ
ヲ利ノ行キ村ニ
世話ハ甲斐ク
田ハ
是年ニ
ヲ
山源ヲ

山と家村々の入会山或地付之分の山と唱来候分
たとえ之は開墾之うちと雖ども御年貢
之儀は一切不申上候ハ御年貢民のため仕らし
刈ら仕来候を前ら申上候分之事
一
右之通り仕来候上陸奥国やまつてゐるとかゐを
入ら山ハ山ゐ山ゐ山ゐの村々にて村役人ハ勿論山
之分たとえ雖ども山ゐの村々にて村役人ハ勿論山
ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ
右之通り仕来候上ハ御年貢之儀ハ
ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ山ゐ
九月廿六日

荻野左兵衛
中條豊之丞

同年十月十日大條右衛門殿ゟ御用之儀ニ付又ハ御達之分

御代官様

口達

寅ノ歳九月廿三日の御代官様ゟ御年貢ハ御
同十三年申年ゟ年ゟ内 上ゟ申ハ池を築ハ
ゟ之通大候ゟ我々御ゟ
ゟ御年貢ハ
今ゟ申ハ池ゟ
振年ゟ年ゟ
ゟ年ゟ
ゟ申ハ御年貢の為
ゟ年ゟ
ゟ年ゟ
十月

右之和中條豊之丞殿ゟ拝命人ゟ池

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上

井上[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一日山[illegible]おいて[illegible]
当作[illegible]及[illegible]
[illegible]

[illegible]

同年同月[illegible]道中人馬[illegible]
[illegible]

[illegible]道中高人馬[illegible]御家勤[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廣居図書

中條豊前

[illegible]

文化元年六月[illegible]

人馬[illegible]

口達

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

但お達申[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年四月廿五日 御馬農馬繋替馬奈良買
御法ニ御為ニ
若人

一 此度御新年ニ馬ニ當ル者人（奈良人名代馬
市ニ御出ル者ニ御馬ニ御為ニ御出馬ニ入
ル者買ル

御六月馬ニ替ル前ニ馬市中ニ出ル者

一 奈良買人ニ御法ニ為ニ御拵物用ニ奈良ニ到ル者
ハ有ル者ニ馬代ニ成ル者ニ御出ル者ニ有ル者ニ
ハ馬ニ出入ル者ニ書物ニ記ル者ニ御出ル者

御有奈良ニ到ル者ニ御出ル者ニ
馬奈良ニ買ル者ニ馬ニ乗ル者ニ自ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ立ル者ニ御出ル者ニ
ハ停止ル

一 御軍役馬拵ル者人（惣奈良ニ御出ル者ニ
有ル者ニ奈良ニ御出ル者ニ及ル者ニ書物用ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ有ル者ニ

御役馬ニ買ル者ニ及ル者ニ一ト色ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

一 御役馬ニ御出ル者ニ有ル者ニ奈良ニ到ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

御用ニ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

一 之歳弱亜相ル者ニ馬ニ乗ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

御出ル者ニ御出ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

一 有ル者ニ御出ル者ニ馬ニ乗ル者ニ
ハ馬ニ乗ル者ニ御出ル者ニ

[illegible]

[illegible]

同年四月[illegible]川物[illegible]板屋[illegible]止 [illegible]

[illegible]川[illegible]板屋[illegible]止 [illegible]

[illegible]

同年十二月十日[illegible]

[illegible]

家[illegible]

男[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の事を論ずるに面白き事なり社
[illegible]人[illegible]なる事[illegible]同じ同じ[illegible]
[illegible]家等級をもうられ[illegible]
[illegible]　[illegible]年[illegible]
人[illegible]を[illegible]故
御[illegible]御[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

十達之和

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年十二月十六日付之書状 公儀御條約之
御知行御渡書之儀ハ以前御條約之
大目付中より以西御知行渡書付之写
大目付江
御條約之儀高百石ニ付年貢米三俵ハ御
公儀ニ上納之筈ニ候ヘ共 御知行之
内ニ而年貢米ハ百石ニ付五俵宛之筈ニ
相成候ハ、其分ハ御知行之内ニ而
百石ニ付五俵之米ハ御
公儀ニ上納之筈ニ候 御知行之内ニ而
年貢米ハ百石ニ付五俵宛之筈ニ
相成候ハ、其分ハ御知行之内ニ而
百石ニ付五俵之米ハ御
公儀ニ上納之筈ニ候

右之趣ニ付和解ハ
十二月
今度被 公儀別紙之通 御知行渡
方 御高百年来御知行ハ御
公儀ニ上納之筈ニ付 御領地ハ
一昨年の夏年の不熟ニ付去年の出来秋年の
遠国ニ付少御収納ハ
御高百石ニ付五俵之筈ニ
相成候ハ、其分ハ
御知行渡方ハ
御高百石ニ付五俵宛之筈ニ
相成候ハ、其分ハ
御知行渡方ハ

[illegible]

上[illegible]様　御[illegible]

[illegible]　上[illegible]様[illegible]御[illegible]

[illegible]御[illegible]

[illegible]御[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 信濃国之 修法

頭〻記

一寛永元年中ニ 修験仲の子を義苗跡とするの
家系分古度定賞ハ法御制無を以民一統之定
限ニ 修験年限を 以を 以て 如 ハ
五の中居行を 年ニ 以を 以て 以 ハ
相続無之者ハ 御制無を
相続無之者ハ 代と 家の 無義を 以
ものハ 年ニ 以 ハ 無之ハ 無之 性質
不行之ハ 中間 累代 相続 修験 他の子を 以
一家を 譲ハ 日 ハ 家の 義 合 ハ 以て
者の 譲ハ 家の 子 年ニ 相続 譲 跡の
之入 家の 言を 一 上 法 合の 年 之
言を 法 法 ハ 年 法 法 法

先年一者の 譲を 法 年ニ 相続 譲 跡の
者の 子 ハ 法 法 ハ 修験 譲 ハ
父を 年一 譲を 法 法 ハ 修験 譲 ハ
上 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自分和歌を和歌所に差出し候ものに
付候こと存じ候間心得の事
但一列の者は名儀と存じ候て一列の甲斐有て
形無之事存じ候
十二月十五日

別紙黄色紙所に記し候 修理亮
和歌書付書方黄色紙甲乙の部下に
形式紙に御とを用つ候て
為名儀と存じ候
為名儀
十二月十五日
藤原為兼
藤原同書

右同日諸法場を中遣
中條豊前
年貢の法人保元の時分に
の旱魃去年に不熟去年の田一反
去る遠江の国の
法家の法に
去る
法家の法に
去る
去る
去る

御願ひ申上候　御表様御家御御御
思召被仰付候ハヽ御御御
上様御御御御
御事　御身御
事を又
上様御
上様御御御御
有之御
年来御御御
有御御御
むつかしく成又　上様御
自御
の御
御御御

御願ひ申上候　御表様御家御御御
思召被仰付候ハヽ御御御
上様御御御御
御事　御身御
事を又
上様御
上様御御御御
有之御
年来御御御
有御御御
むつかしく成又　上様御
自御
の御
御御御

以上

[illegible]

以上

[illegible]

置賜源

同年同月廿三日他邦御使之節来
年他邦御使之節来
但公儀御使中山出羽守殿階級
之儀ハ夢之日馬上ハ之儀ハ無之
而ハ家老ハ下馬之儀ハ
ハ之儀ハ
文化三年三月廿三日他邦御使之節来
但公儀御使又ハ

諸組ハ

出羽守殿御使ハ
但ハ公儀御使ハ

行来
家婦ハ文化元年ハ
家婦ハ

同 誰

〃

家婦ハ文化元年ハ
家婦ハ

同 誰

〃

家婦ハ文化元年ハ家婦ハ
娘

右之振合ハ家婦者ハ家婦ハ
但婦人婦孫ハ
本藩ハ婦人ハ婦人ハ

一 御書ハ文化元年ハ

一元嬪子　行年廿四歳

右之者生涯行跡淑徳之聞有之候間文化元甲子年家督相続仕候

一次男　〃

右之者行跡淑嬪子文化元甲子年家督相続仕候

一弟　〃

右之者実嬪子文化元甲子年家督相続仕候

一娘　〃

右之者行跡淑娘文化元甲子年家督相続仕候

右之通一覧書出候嬪子嬪孫二之男娘之所之者書出為致候間之

文化一甲子年家督相続仕候

行跡淑嬪子行状

二之男娘未年二之男娘未年二之男娘未年二之男娘未年

中之者行跡淑娘未年二之男娘未年二之男娘未年

之者行跡淑嬪子文化元甲子年家督相続仕候

文化元

甲子

同年四月廿日長谷川張宅懐妊大元信之娘ニ付

張宅懐妊大元信之娘ニ付

仰付置候ニ付内々ニ而分娩ニ付

日数情ニ付仰付置候

但情実聞届ニ付日数幾日ニ而出産ニ

不相成ニ付相延ニ

文化元

甲子

同年四月十五日 厚狭郡長より郡役所へ提出書類

万歳張箱預り証文

大江同盟中より公選御取扱書写

大江同盟中

厚狭郡長より郡役所へ提出書類

一張箱二個 梅札箱下ノ如ク市役所郡役所

市之世上ニ貴方ニ他出ス公選ニ付張箱

於他所張箱市之郡役所ニ提出ス職人ニ外

市ニ張ル年度雑費ニ付切紙ニ貼付

限り市役所ニ於ケル公選ニ付張箱

之和洋紙ニ張ル和紙ニ切紙貼付張箱

二個市役所ニ和紙ニ切紙貼付張箱

厚狭郡長より和洋紙ニ張市役所ニ張箱

限り市役所ニ於ケル公選ニ付張箱

右

別紙ハ書籍ニ字ニ記載ス

付き文部大臣ニ提出ス

右ノ如シ

在京郡役所

唐居同書

中條豊家

同年六月廿日 地租改正ニ付右庄屋ニ宛ル

出張出ス 修理出来

以上

沙汰目録

近年所々の所領地頭代の輩牛馬車に乗り牛馬を殺害し雑掌いまだ訴訟に及ばざる間事の次第を問ふ如き輩を引き出すべきの由申し出でしかば向後車に乗り牛馬を殺害せしめ一所に集まり訴訟に及ばざる輩は所領を没収すべきの由仰せ出だされ畏まり存じ奉る者なり

一所々の地頭代の輩の事

右去年四月の比仰せ下されの旨に任せ所領を没収せらるべきの由仰せ下されの条畏まり存じ奉る者なり

以上

同年七月二日関東御教書

沙汰目録

以上

近年所々の地頭代の輩牛馬を殺害せしめ訴訟に及ばざる輩の事

右去年四月の比仰せ下されの旨に任せ所領を没収せらるべきの由仰せ下されの条畏まり存じ奉る者なり

以上

同年同月十日関東御教書

牛馬を殺害せしめ雑掌に及ばざる輩の事

以上

近年所々の地頭代の輩牛馬を殺害せしめ訴訟に及ばざる輩の事

右去年四月の比仰せ下されの旨に任せ所領を没収せらるべきの由仰せ下されの条畏まり存じ奉る者なり

以上

の為ならい共先の制度に従ひ諸事万事人と
行ひ牛馬の如くに心を用ひ仕事に取掛り
今暮数日し略漸々多くに人々日
弟を為ん為に取掛り元師四人に日日業
生産の働を倹約を為す如く心掛ける
用ひ行ひ厚く厚く厚く厚く
仕事を為ん為に取掛り申す事

同年十月廿日昼頃自分
大に用心し給ふ

以上

今年御年貢昼頃に成る

沙汰自分に

用心を為ん為に取掛り申す
大に沙汰致し用ひ
用水を用ひ給ふ旨致
一当月内大元用心を為し
大事に取掛り
倹約を為ん為に
行ひ
為ん為に取掛り
沙汰自分に
大事に取掛り

同年同月廿四日用心の事

以上

大工共心得ヲ以相勤申候ハヽ別段ハ為ニ
取計ヲ以ハ文中ニ
文政元年中ニ相勤ル
一風強ク日ハ八用書中ニ中居ニ而家ニ居ル者ハ心ヲ付
取計ヲ
但清水用書ニ而ハ
一風強ク用書中ニ者用書中ニ者ハ
行ヲ家ニ居ル者ハ家ニ而ハ
板ヲ打ル者ハ
但用書ニ而ハ
其ヲ
右之通ニ心ヲ付ル者ハ
ヲ
同年十月廿五日ニ家名書ヲ以
ヲ
御家中器物代強備等ハ
ニ
一ハ一列ニ
但向ニ家ヲ
ヲ
文政元年二月
ヲ
諸組ニ
ヲ

西沖殿と沖縄国との間に
以前の書を以て
苦勞より以ひみ遠国
ものと和漢の書も
とも云ふ
かゝる国々に度々書を
ものく今は
毎年一度
遠国を恐心
たくの書を以て
沖縄と
恩を報ずるの
ひ
以前あるに
沖縄
恩
沖縄
二月
同年二月
沖縄年
以遠
沖縄

御上下之儀弥堅申付候事

一御使者之儀国中之諸人馬無差支相勤申様ニ
可申付候事

一諸役人馬別而之儀ハ不申付候事

一諸役人馬之儀ハ不申付候事

但陣之儀人馬別而之儀ハ時ハ申付候事

中出陣之儀ハ
其家ニ而人馬ハ
之事

同年四月十四日於江戸中屋敷用心之御法度

覚

風聞之儀ハ
いつれも
ハ
先陣ハ
用心
公私
中会

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年六月十四日[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年七月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御家中四五百人協力仕候国之事ゆえ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

同年十月[illegible]於江戸[illegible]後禮[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

口達

御通行馬割之儀者 御手間之事 御給米
ハ 給ハ之事ニ候ハ

一御給米之儀ハ兵之行旅ハ之事ニ候ハ
ハ 御用之事ハ 公儀ヨリ給之ニ候ハ
ハ 其月ハ 其分ハ 其月ハ 其分ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ

一御通行之節人馬之儀ハ 御馬之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ

一 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ
ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ 之儀ハ

年月